

## 学童保育室に勤務する放課後児童支援員・補助員を募集します

### 放課後児童支援員

- ▶雇用開始 4月1日(火)
- ▶勤務時間
  - 【学校授業日】午後1時～7時
  - 【学校休業日】午前7時30分～午後7時(シフト制による6時間程度の勤務)
- ※月に1日程度、土曜日勤務あり
- ※休日は日曜日、祝日、年末年始
- ▶募集要件 64歳までの方で、保育士、教諭(幼稚園・小学校・中学校)などの免許をお持ちの方
- ▶月給 152,000円※賞与あり(年間3カ月)

### 補助員

- ▶勤務時間
  - 【学校授業日】放課後～午後7時
  - 【学校休業日】午前7時30分～午後7時(シフト制による6時間程度の勤務)
- ※休日は土・日曜日、祝日、年末年始
- ▶募集要件 64歳までの方で、保育士、教諭(幼稚園・小学校・中学校)などの免許をお持ちの方、または子育て経験のある方
- ▶時給 1,050円  
いずれも
- ▶募集人数 若干名
- ▶申し込み 事前に電話連絡の上、行田市社会福祉協議会へ履歴書(写真貼付)を持参してください。
- ▶問い合わせ 同協議会 ☎557-5400

## 「市報ぎょうだ」をスマホやタブレットで

市では、スマートフォン用無料アプリ「マチイロ」で、「市報ぎょうだ」を配信しています。アプリをインストールすると、スマートフォンやタブレット端末で、いつでもどこでも「市報ぎょうだ」を読むことができます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当(内線318)

## 納期のお知らせ(3月分)

- 普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)
- 国民健康保険税・・・9期
  - 介護保険料・・・9期
  - 後期高齢者医療保険料・・・9期

納期限 3月31日(火)

- ・市税などの納付には、「安心! 確実! 便利!」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 収納課収納担当(内線236・237)

## 各種相談 (3月15日～4月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	3月24日(火) ※予約は3月2日(月)から	午前9時20分～正午	地域づくり支援課 (内線252)
行政機関に対する 意見・要望		4月9日(木) ※予約は3月16日(月)から	午後1時30分～4時	
		3月16日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～正午 午後1時～午後3時30分	消費生活センター (内線495)
結婚	VIVAぎょうだ	4月12日(日)	午前10時～正午	NPO法人行田結婚 支援センター ☎090- 2416-9692
不動産	市役所	3月18日(火)	午前9時～11時30分	公益社団法人埼玉県宅 地建物取引業協会北埼玉 支部 ☎562-5900
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	4月8日(火)※予約制	午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 北支部 ☎564-0104
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※各土曜日は市内在住の方対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課 (内線383)
人権	忍・行田公民館	4月8日(火)	午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	収納課 (内線236・237)
水道料金の 夜間納付	水道庁舎(前谷)	3月17日(火)、4月7日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

放射線量の測定値  
 ・測定箇所 行田消防署本署地内  
 ・測定高 1メートル  
 2月16日(日) 午前9時 0.06マイクロシーベルト(雨) 午後3時 0.06マイクロシーベルト(雨)

## 住宅用火災警報器設置に関するアンケートにご協力を

消防本部では、住宅用火災警報器の設置率向上を図るために、アンケート調査を実施します。消防職員が、任意抽出した世帯を訪問する場合がありますので、ご協力をお願いします。訪問時には、必ず身分証明書を提示しますので、ご確認ください。

なお、消防署が特定の業者に依頼して住宅用火災警報器を直接販売することや、部屋に入っただけの確認・点検を行うことは一切ありません。悪質な訪問販売なども報告されていますので、ご注意ください。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121

## ごみの野外焼却はやめましょう

ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、原則として禁止されており、地面で直接行う焼却の他、ドラム缶やブロック囲いでの焼却も禁止されています。

煙や臭いによって近隣の方々へ迷惑を掛けるだけでなく、有害物質の発生や火災の原因にもなります。家庭ごみをはじめとする廃棄物は、ルールを守り、それぞれ決められた方法で適正に処分しましょう。

▶問い合わせ 環境課環境政策担当 ☎556-9530



▼問い合わせ  
 ☎556-9530  
 環境課環境業務担当

### さしあげます

- ▷子犬用ドライブバスケット
- ▷ベッド柵
- ▷犬用ハーネス(S)
- ▷犬用ハーネス(XL)
- ▷ソファベッド
- ▷セミダブルベッド
- ▷食器棚
- ▷両袖机

### ゆずってください

- ▷洗濯機
- ▷スチール棚
- ▷バスケットゴール
- ▷PPバンド結束機
- ▷草刈り機
- ▷着付け用練習ボディ
- ▷マージャン一式
- ▷マージャン台
- ▷大人用自転車
- ▷芝刈り機
- ▷大人用自転車

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で、登録期間は3カ月です。

なお、写真がなくても登録はできますが、写真を提供していただける方は、登録受け付けの際、その旨を申し出てください。

## 不用品情報(無料)

## 春の火災予防運動を実施します

3月1日(日)～7日(土)は、全国一斉春季火災予防運動実施期間です。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐことを目的に実施するものです。

### 2019年度全国統一防火標語

「ひとつずつ いいね! で確認 火の用心」

### 住宅防火 いのちを守る7つのポイント

【3つの習慣・4つの対策】

#### 3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや体の不自由な方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

▶問い合わせ 消防本部予防課予防担当 ☎550-2121

